苫小牧市緑ヶ丘公園陸上競技場条例・条例施行規則(案)に寄せられた意見と市の考え方について(パブリックコメントの結果)

意見提出期間 平成26年4月24日 ~ 平成26年5月23日 (30日間)

意見提出人数 1人

提出意見件数(項目) 1件 (1項目)

提出意見と市の考え方・提出意見を考慮した結果とその理由 次のとおり

| 項目 | 提出 | 提出された意見 | 提出された意見に対する市の考え方 | 反映区分 |
|-----|----|-------------------------|------------------------|------|
| No. | 人数 | (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無) | 提出された意見を考慮した結果とその理由 | |
| 1 | 1 | (原文・整理要約 有・無) | | |
| | | 有料は良いと思います。現在の改修にかなりの | 陸上競技場を使用する際に負担いただく使用料 | В |
| | | 費用がかかっているでしょうし、利用者から取る | は、陸上競技場の管理運営に要する費用の一部と | |
| | | 利用料を基金して積んで、次回の改修の費用にあ | して充てていく考え方であります。 | |
| | | てるべきです。 | | |

| 反映区分 | 提出された意見の反映状況 | |
|------|------------------------------|--|
| Α | 意見を受けて案を修正したもの | |
| В | 案と意見との趣旨が同様と考えられるもの | |
| С | 案を修正していないが、今後の施策の進め方の参考とするもの | |
| D | 案に取り入れなかったもの | |
| E | 案の内容についての質問等 | |

「原文」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。担当課において、原文の備付けや閲覧による対応が必要となります。「整理要約」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをいいます。

なお、「原文」・「整理要約」のいずれの場合であっても、 第三者の利益を害するおそれがあるとき(個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等)や、その他正当な理由があると き(提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき 等)は、その部分について除くことができます。